

さっ ぽろ し
札幌市

しょう しゃ せいさく ていげん
障がい者による政策提言サポーター

へいせい ねん ど ていげん しょ
平成17年度提言書

へいせい ねん ねん がつ
平成17年(2005年)10月

は じ め に

障がい者福祉行政は、ここ数年大きな変遷を遂げ、その流れも支援費制度からグランドデザイン、そして障害者自立支援法の制定へと流れも目まぐるしく変化をしてきた。しかしながら、障がいを持つ当事者には自身の障がいとの葛藤に加え、日増しに押し寄せる制度の変遷に対応する術もなく、生活の不安との葛藤の日々を送っており、障がい者を取りまく状況は一層厳しい環境下に晒されている。

このような環境のもと、札幌市は福祉行政を一層血の通ったものにしようとの目的で、障がいを持つ当事者により直接、障がい者の生の声を吸い上げ、行政に反映させるために、「障がい者による政策提言サポーター制度」を発足させた。この制度により、従来は声を出せなかった障がい者はもちろん、その家族からも、身近な問題や制度上の不備、そして当事者の視点での障がい者福祉行政に対して声を上げはじめた。

障がいをもつ当事者やその身内等から寄せられた意見を集約すると、現在の生活の中で直面する問題として、市役所職員の意識上の問題への声が多く、さらに障がい者が人として自分らしく生きていける社会の実現としての制度の創設と、実効性のある行政スタンスを求めている。これらは、障がいの程度に関係なく、動機や意欲にかなった就労の機会均等と、安心して暮らすことができる社会の実現を願う当たり前の声である。

身体障がい者の誰もが行政に関心を持ち、積極的に発言をする機会を持つことは、本来であれば日常的に福祉の窓口で意見聴取がされ、福祉行政

はんえい
に反映されるべきことである。しかし、しょう しゃ
せいさくていげん
障がい者による政策提言サポーター
せいど ほっそく
制度の発足により、しょう しゃ いけん す あ
障がい者の意見が吸い上げられていることは、ぎょうせい
行政の
かた ぜんこくてき かんしん も
あり方として全国的に関心を持たれており、う え だ し ち ょ う えい だ ん く に な い が い
上田市長の英断は国の内外に
めいじつ
名実ともに「しょう しゃ じんけん そんち ょ う し せ い し め
障がい者の人権を尊重」する姿勢を示すものとしてたか ひょうか
高く評価さ
れている。

う え だ し ち ょ う せいさくていげん
上田市長には、政策提言サポーター制度の発案者として、ていげん ないよう
提言された内容を
おも う と しょう しゃ ふく し せい さく かん けい か く さ く て い だ れ す
重く受け止め、障がい者福祉政策に関する計画策定と、誰もが住みやすい
ふく し まち い かん け い き かん ふく つよ し どう り よ く は つ き
福祉の街づくりに活かせるよう、関係機関も含め、強い指導力を発揮される
ことをき たい ていげん
期待し、提言といたします。

へいせい ねん ねん がつ
平成17年(2005年) 10月

さっぽろししょう しゃ せいさくていげん いちどう
札幌市 障がい者による政策提言サポーター 一同

1. 相談体制の充実と整備

さまざまな障がいをもつ人の生活すべてにわたって相談できるよう、市の担当窓口職員などの相談援助技術の質的な向上をはかるとともに、担当者によって説明内容が変わることのないよう研修等を通じて統一をはかる。

また、各種福祉サービスの内容について、障がいの違いによる情報の格差が生じないように公平で適切な情報開示、的確な情報提供を行う。

2. サービス供給基盤の整備について

ニーズにあったサービス提供基盤の整備をすすめる。また、整備をすすめる上で、サービス事業者の質の確保をはかる。その際には、障がいの違いによる格差が生じないように公平なサービス内容の充実をはかる。

3. 障がい者の権利擁護システムについて

障がい者が生活する上で、さまざまな権利侵害などがおきないように、解決に向けての取り組みを充実する。

また、福祉サービスに関する決定などの際、当事者が納得を得られない場合には、その決定理由を公開するとともに、障がい当事者も参加した独立の“審査会”をつくって、双方の主張を公平に判断すべきである。

4. 障がい者差別禁止条例（仮称）について

地方自治体では取り組みが遅れている「障がい者差別禁止条例」についてのワーキングチーム（作業委員会）を早期に立ち上げ、さまざまな障がいを持つ市民からも意見を聞きながら、自治体の中での先駆的な

やくわり は
役割を果たす。

5. ホームヘルパーについて

市の身体障害者居宅支援の支給量決定基準は、行政にとっては都合のいい枠組であっても、時間数の必要な障がい者にまで行きわたらない不平等が生じている。たとえば、支給量の境界となる基準として「脳性マヒにより著名な不随意運動・言語障がいを伴う者」という1行があるが、これはヘルパー派遣の実態にはそぐわない。

すべての障がい者は歳を経るにつれ、障がいが多様かつ重度になって行くにもかかわらず、これでは限られた障がい者だけに時間支給量を増やすことになっている。早急に基準を見直すべきである。

また、重度障がい者が入院したときに、障がいが重いほど病院の看護では不十分であり、ホームヘルパーをカットすべきでない。

6. 医療費について

昨年、「重度障害者医療費給付助成事業」の見直しがされたが、その影響調査を行うとともに、医療抑制が起こらないような働きかけをする。また、精神障がい者も制度を利用できるようにする。

7. 通行権の確保について

障がい者の自由な移動の権利が保証されていない現状から、それを補うものとして福祉有償運送を行っているSTS(★)の役割は大きい。そこで、STSの運営に対しての支援が必要である。

また、通勤、通学、通所の送迎を自費負担に頼らざるをえない現在の基準では、われわれは将来を選択することもできない。

★STS=スペシャル・トランスポート・サービス。要介護者、身体

しょう しゃ こうきょうこうつうきかん りょう こんなん かた たい
障がい者などで、公共交通機関を利用するのが困難な方を対
しょう ひつよう かいじょ おこな こべつてき ゆそう
象に、必要な介助とともに行われる個別的な輸送サービス。

8. 住居について

しんたい ちてき せいしん なんびょう しょう しゃ じゅうきょかくほ
身体、知的、精神、難病などいずれの障がい者にとっても住居確保
もんだい おお とく ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ
の問題は大きい。特に知的障がい者や精神障がい者のグループホーム
しえん いっそうひつよう しんたいしょう しゃ しどくじ せっち
への支援は一層必要で、身体障がい者のグループホームも市独自に設置
すべきである。さらに福祉ホームも各区に建設していかなければならな
い。

9. 障がい者雇用の充実

しょう しゃ こうよう じゅうじつ
障がい者の雇用を推進するために、札幌市は別枠での採用を行って
いるが、市の補助金、助成金を受けている社会福祉協議会など関連団体、
がいかくだんたい しょう しゃ こうよう ぎむ しせつ しゃかい
外郭団体でも障がい者雇用を義務づけるべきである。さらに施設や社会
ふくしほうじん いってい わりあい しょう しゃ こうよう きかん こうよう りんじ
福祉法人などで一定の割合で障がい者を雇用したり、期間雇用・臨時
こうよう しょう しゃ こうよう そくしん
雇用でも障がい者雇用を促進すべきである。

のうふきん はら しょう しゃ こうよう まめが じつたい ほうていこうよう
納付金を払って障がい者雇用を免れる実態があるので、法定雇用を
まも かなら しょう しゃ こうよう しょう たいりよく ろうどう
守り必ず障がい者を雇用させるべき。障がいや体力によって労働
じかん たんしゆく ひと あ はたら かた ひつよう
時間を短縮するなど、その人に合った働き方をしてもらうことも必要
である。

アイティーぎじゅつ かつよう しょう しゃ ざいたくしゅうろうしえん かん
また、IT技術を活用した障がい者の在宅就労支援に関するプロ
ジェクトを企業やNPOらと立ち上げるサポートを市として行う。

していかんりしゃ ぎょうむ いたく うえ しょう しゃ こうよう
さらに指定管理者(★)に業務を委託する上で、障がい者を雇用または
あら こうよう じぎょうしょ しょう しゃ ふくし かんれん エヌピーオーほうじん
新たに雇用する事業所、もしくは障がい者福祉に関連するNPO法人と
れんけい じぎょうしょ せんこうきじゅん い
連携する事業所を選考基準に入れる。

ちほうじちほう かいせい
★地方自治法の改正により、さまざまなニーズに一層効果的、効率的
たいおう たいおう おおやけ しせつ しせつ ぶんか
に対応するため、「公の施設」(コミュニティ施設、スポーツ・文化
しせつ ふくししせつ かんりほうほう かんりいたくせいど していかんり
施設、福祉施設など)の管理方法が「管理委託制度」から「指定管理
しゃせいど いこう
者制度」に移行することになりました。

しせつ かんりうんえい こうきょうだんたい こうきょうだんたい
これら施設の管理運営は、これまで公共団体や、公共団体が
いじょうしゅつし ほうじん かぎ こんご みんかんじぎょうしゃ
1/2以上出資する法人に限られていましたが、今後は民間事業者、
ほうじん だんたい ふく ひろ こうぼ しせつ かんり
NPO法人、ボランティア団体なども含めて広く公募して施設の管理
しゃき
者を決められるようになります。

10. 小規模通所授産施設(小規模作業所)への支援

いっばんしゅうろう こんなん しょう しゃ ちいき なか さぎょうしょ じゅうよう
一般就労が困難な障がい者にとって地域の中にある作業所は重要
せいかつ きよてん さぎょうしょ せいさんせい ひじょう きび
な生活の拠点であるが、作業所によっては生産性が非常に厳しいところ
さぎょうしょ うんえいほじょ ひつよう
もあることから、作業所への運営補助は必要である。

ろうきゅうかおく せま か じつじょう こうりょ
また、老朽家屋や狭いアパートなどを借りている実情を考慮し、
こうきょうしせつ いっかく ていきょう ほうほう かんが
公共施設の一角を提供するような方法を考えてほしい。

11. 災害、緊急時における障がい者の避難体制の確立について

さっぽろし さいがい ぎんきゅうじ しょう しゃ ひなんたいせい かくりつ
札幌市は、災害弱者向けの防災マニュアルを作成しているが、障がい
も とうじしゃ じっこうこんなん めん おお へいじょうじ あんしん あんぜん
いを持つ当事者には実行困難な面が多い。平常時でも安心と安全がおび
なか さいがい ぎんきゅうじ あんぜん ひなんたいせい かくほ
やかされている中、災害、緊急時における安全な避難体制が確保される
とうじしゃ してん いけん と い じっこうせい さくせい
よう、当事者の視点と意見を取り入れた実効性あるマニュアルを作成し、
ふきゅうかつどう てってい
普及活動を徹底してほしい。

ちいき ひとりぐら じゅうどうしょう しゃ ねん かい じゅんかい
また、地域で一人暮らしをしている重度障がい者を、年1回でも巡回し
こうちく
てくれるようなシステムを構築してほしい。

12. 政策決定過程への障がい当事者参画の義務付け

しょう とうじしゃ いけん し せいさく じゅうぶんはんえい しょう
障がい当事者の意見が市の政策に十分反映されるように、障がい

とうじしゃ いいんかい さんかく こえ き ば もう
当事者の委員会への参画や声を聞く場を設ける。

とく
特に、これから議論が再開される「障害者自立支援法案」に関する迅速
な情報提供はもちろんのこと、サービス実施について検討されている
「審査会」にも障がい当事者を加えるなど、具体的な内容について
とうじしゃ いけん はんえい し く
当事者の意見を反映させる仕組みをつくる。

また、障がい者による政策提言サポーター制度を引きつづき市の
じゅうてんせいさく い ち かくぶきよく れんらくちょうせい きんみつ たてわ
重点政策として位置づけ、各部局との連絡調整を緊密にして縦割り
ぎょうせい へいがい た いいんかいとう せいごう しょう ふくしか
行政の弊害をなくすとともに、他の委員会等との整合を障がい福祉課
ちょうせい ほうこく ぎかい こうりゅう こうほうかつどう つと
が調整し報告する。議会との交流や、広報活動にも努めるべき。

13. しょう しゃりかいきょういく じゅうじつ 障がい者理解教育の充実について

おうべい にほん めん しきん とうにゆう しょう も
欧米では日本ほどハード面に資金を投入していないが、障がいを持
ひと あんしん あんぜん しゃかいさんか わ くに おお
つ人は安心かつ安全に社会参加できるようになっている。我が国との大
きな違いは、しょう しゃりかいきょういく さ おお さっぽろし
障がい者理解教育の差によるところが大きい。札幌市に
おいても学齢に 応じた適切な しょう しゃりかいきょういく てっぺい つよ
障がい者理解教育を徹底するよう強く
きぼう
希望する。

14. ほうれい じょうれいとう じゅんしゅ 法令・条例等の遵守

しょう しゃ あんしん あんぜん しゃかいせいかつ おく ほうれい
障がい者のまわりでは、安心かつ安全な社会生活を送れるように法令
じょうれい きそく せいてい なか ばっそく
や条例、規則などが制定されている。しかし、これらの中には罰則のな
いものもあり、かんけいぎょうせいきかん てきせつ しっこう こうぶんか
関係行政機関が適切に執行しないことにより空文化と
けいがいか ていちゃく ほうれいとう じゅんしゅ かんけいしよくいん いしきかいかく
形骸化が定着している。これら法令等の遵守と、関係職員の意識改革、
いっそう どりよく きたい
一層の努力に期待する。

15. おわりに

う えだ ちやう しゅうにんいらい きかい しょういん いしきかいかく もと
上田市長は、就任以来あらゆる機会をとらえ職員の意識改革を求め

ているが、行政執行上の血税のムダづかいが改善されない反面、道路のくぼみや段差など、緊急を要する箇所へは財政逼迫を理由に改善されず、身体障がい者の周辺は不安と危険が蔓延している。

この状態を放置していることは行政の不作为にほかならず、障がい者だけでなく、高齢社会を迎えて、これらの人たちの社会参加を阻害する要因にもなっている。都心部を中心とした財政支出から、生活者を中心とした市内全域の均等な環境整備へと改善されることを期待する。

し みん よ い けん てい あん 市民から寄せられた意見や提案

こんだんかい いけんちょうしゅ ぼしゅういけん だんたいいけん
(懇)⇒懇談会、(聴)⇒意見聴取、(募)⇒募集意見、(団)⇒団体意見

■1 しょう り かい ふか 障がいへの理解を深めるために

- (1) さぎょうしよ だいじ しゃかいふつき しょくば
作業所もふやすべきだが、もっと大事なのは、社会復帰につながる職場
の存在だ。はろーワークでは、しんたいしよ しゃ きゅうじん せいしん
身体障がい者には求人があっても、精神
しょう しゃ ひと しょう けんめい い ひと
障がい者にはないに等しい。障がいとともに懸命に生きている人がい
るという現実を、げんじつ しゃかい し
社会にもっと知ってもらいたい。(募)
- (2) もうじん ひょうげん ていこう かん しかくしよ しゃ
「盲人」という表現につよい抵抗を感じる。「視覚障がい者」という
ことば お
言葉に置きかえてほしい。(募)

■2 し やくしよ かた 市役所のあり方

- (1) しんきぎぎょう そうせつ きぞんぎぎょう みなお しょう しゃ かか しさく
新規事業の創設や既存事業の見直しなど、障がい者に関わる施策につ
いては、しょう とうじしゃだんたい じぜんきぎょうぎ きやうどうさぎやう しゃかい
障がい当事者団体に事前協議するなど、協働作業として社会
さんか そくしん しゃかい こうちく すす
参加の促進・ノーマライゼーション社会の構築を進めてください。(団)
- (2) しせつ ちいきせいかつ いこう しせつ はい ちいき
「施設から地域生活への移行」および「施設に入ることなく地域での
せいかつ じつげん しょう しゃしさく きほん しょうらいてき だつしせつ
生活を実現する」ことを障がい者施策の基本とし、将来的に「脱施設
せんげん
宣言」をめざしてください。(団)
- a. しょう しゃ にゆうしよしせつ あら ぶん よさん しょう
障がい者の入所施設を新たににつくらず、その分の予算は、障がい
しゃ ちいき せいかつ ひつよう じゅうじつ あ
者が地域で生活するために必要なサービスの充実に当ててください。
- b. きぞん しせつ にゆうしよしゃ ちいきいこう すす ちいきせいかつしえん
既存の施設は、入所者の地域移行を進めるとともに、地域生活支援
サービスにな きのう みなお しょうらいてき げんこう
を担うものとなるよう機能を見直し、将来的には、現行の
しせつきのう はいし
施設機能を廃止してください。
- (3) やくしよ まどぐちしよくいん ふくしせいど りかい ふめい てん
役所の窓口職員はもっと福祉制度を理解してほしい。不明な点はすみ
やかに かんけいきかん かくにん
関係機関に確認してほしい。(聴)
- (4) ちゅうとなんちようしゃ はな しょう かる み しがい てんきよ
(中途難聴者。話せるため、障がいを軽く見られがち)市外から転居

してきたが、区役所で障がい者向けのいろいろな福祉制度あることを、何回も窓口に行ったのに知らなかった。

(サポーター意見：毎年、各区の行事として障がい者対象の臨時相談コーナーを開設してはどうか。なお、「障がいのある方のための福祉ガイド」は障がい別に編集するなど見やすくする工夫を)(聴)

(5) 札幌市では2年前から、「障がい」と表記することとしているが、市職員の中でも、あまり神経質になる必要はない、という人がある。職員の意識改革が必要。障がい者の立場や、当事者・家族のつらい気持ちを理解してほしい。

(6) 公務員、職員の施設などへの天下りを止めてほしい。(聴)

(7) 視聴覚障がい者情報センターについて。(募)

a. 館内の点字ブロックが、光線のかげんでたいらに見える。

b. 多目的トイレの入口が開閉ボタンではなくセンサーになっており、どうやって開けるのか分からず、困った。

c. トイレ内の便座に点字が打ってない。

d. 説明板が入口の風除室内に向けて貼ってあるが、開閉するガラスのドアがかぶさる形のため、弱視者が顔を近づけて見ていると、動くドアが頭にぶつかりそうになる。

e. ボランティアの人たちにはいくつも使える部屋があるが、障がいのある人たちがつどう部屋がない。

f. 喫茶店のところの段差をなくし、気楽に集まれる場所にしてほしかった。

(8) 障がい者による政策提言サポーターの、提言や取り組み状況は、ホームページなどで市民がいつでも見られるようにすべき。

(9) サポーターの懇談会で配られた資料は漢字が多く、言葉もむずかしかった。もっと分かりやすくすべき。また点字の資料が用意されていない。いろいろな障がいに対応して、それぞれ同様な情報の提供をしてほしい。(募)

- (10) 区役所に、政策提言サポーターあての意見用紙をもらいに行ったが、
ないと言われた。いつでも提出できるよう用紙を置いておいて下さい。
(募)

■3 在宅福祉サービス

- (1) 介護ヘルパーの質がひくい。資格取得をきびしくしてほしい。受講
終了ただけで資格をあたえるのはよくない。実技をふくめて資格を
あたえてはどうか。(聴)
- (2) (下肢機能、障がい3級)生活していく上での器具(車いす、歩行器)、
家の改良(台所、廊下など)を支援費や介護保険で支給してほしい。(聴)
- (3) デイケアでの送迎について、(介護度のかるい場合)本人の自由意志を
生かした方法で通所できるようにしてほしい。現在は、安全のためとい
うことでしぼりつけて、障がい者の自尊心をきずつけている。(募)
- (4) 肢体障がい者と高齢の親の世帯。親は身体的・知的に障がい者とかわ
らないが、自分が何もできないことを認めたがらないので、介護保険の
申請も思うようにできない。高齢者と障がい者の同居家族は、事故がな
いように定期的に巡回してもらえないものか。(募)
- (5) 夫が身障1級。私(妻)もパーキンソン病で、なかなか夫の世話が
できないので、ヘルパーさんの時間や回数を多くしてほしい。(募)

■4 医療・保健サービス

- (1) 昨年10月の「重度心身障害者医療費助成制度」の見直しにともない、
所得税課税世帯で常時医療的ケアを必要とする障がい者の生活があや
ぶまれることから、障がいに起因した医療行為(人工呼吸器、褥傷な
ど)で今の制度で対応できないものに支援を検討してください。(団)
- (2) 精神障がい者の入院実態を把握し、負担軽減および権利擁護を進め
てください。(団)
- (3) 15歳のとき精神科に入院したが、当時の医師はほかの医師や患者に
自分の病気のことを話した。プライバシーや個人情報保護法の観点から、

こういうことは絶対なくしてほしい。(聴)

- (4) 私は心臓病のためときどき救急車で夜間急病センターに運ばれ、
気管挿管もされたことがある。先日、新聞で、秋田の救急隊員が資格なしに気管挿管をしたために処分されるという記事を見たが、そういうことには断固反対する。目の前で人が苦しんでいるのに、許可も資格もない。(募)

- (5) (母親より) 自閉症者や知的障がい者を対象とした、専門知識をもつスタッフをそろえた総合病院ができないものか。せめて障がい者外来はできないものか。

歯科は、口腔医療センターの障がい者診療部を利用しているが、スタッフも理解があり、暴れたりむずかっても非常によく対応してくれる。(募)

■5 経済的支援

- (1) 障害年金の増額をするよう国に要望してください。(団)
- (2) (精神障がい2級) 働いた経験がなく、家族に大変な負担になっているので、医療助成(精神科以外)、福祉手当、介護手当など考えてほしい。また、障害年金の申請をしたが通らなかった。厚生年金は3級でも障害年金がもらえるのに、国民年金は3級がない。年金は働けない人、収入のない人の生活保障をするものではないのか。(募)

■6 働くことについて

- (1) 視覚障がい者のワークアシスタント、ジョブコーチ等、障がい者雇用を推進する上で役だつ国の施策について、ハローワークと連携して一般企業への周知を促進するとともに、賃金補填の期限がきれたあとも障がい者の継続的な雇用が推進されるよう働きかけてください。(団)
- (2) 重度障がい者の就労を進めるために、職場内介助者の配置と通勤手段の確保が重要。自立支援法において明確に位置づけるよう関係機関へ要望してください。(団)

- (3) 障がい者で、ホームヘルパーの有資格者やパソコン講習受講者はふえているが、それをいかせるところが少ない。受け入れ体制はまだまだだ。(懇)
- (4) (精神障がい者) 職親、職適についてもなかなか雇用にもすびつかないことを体験し、また聞きおよびました。行政のいっそうの配慮をおねがいします。
- (5) (知的障がい者) 市で就労支援プログラムをつくるよう要望する。自分に何ができるか、何が適しているか、自分自身いまだ分かっていない。一生かけてできることを勉強できる“場”はないのだろうか。(聴)
- (6) 教育訓練給付制度のコースをもっとふやしてほしい。(団)
- (7) 法定雇用率を中小企業にも適用してほしい。(聴)
- (8) 障がい者を雇用している会社は建物全体をバリアフリー化してほしい。(聴)

7 乗り物

A. 地下鉄関係

- (1) 地下鉄大通駅のエレベーターは、場所がわかりづらい。(聴)
- (2) 障がい者にとっては、実は上りより下りの方が苦痛。大通駅南北線への通路階段の下りに一考を。(聴)
- (3) 東京の地下鉄のように、車いすでも介助なしで乗れる装置を。(聴)
- (4) 右側にマヒのある人のために、改札機を両側につけて。(聴)
- (5) 地下鉄には車いす用のスペースがあるが、実際に乗せられるのは先頭車両か最後尾の車両だ。(聴)
- (6) 地下鉄(車内)の手すりをふやしてほしい。(募)
- (7) 地下鉄の出入口の階段の手すり、切れ目が多く、たいへん危険。(募)
- (8) 地下鉄の階段の途中、大きな広告の枠があって、その部分、手すりが途切れていて危険。(募)

- (9) 地下鉄札幌駅からJR駅に行く途中の階段の手すり、柱と柱の内側にあり、そのうえ階段を一段おりたところから始まっているので、危なく利用できない。(募)
- (10) 地下鉄駅の階段の手すりは、階段をまず下りなければつかめない状態のところもあれば、不必要に伸びているところもありと、同じ駅構内でもマチマチだ。(募)
- (11) 地下鉄の階段のへりは、左右のはしに塗料をぬるだけでなく、へり全部をはっきりと明示するようにしないと、安心して階段の上りおりができない。これは、視野狭窄者や弱視者にとっては命にもかかわる問題だ。(募)
- (12) 今年に入って地下鉄コンコースや通路に案内板と点字ブロックが設置されたが、カベに取りつけても全盲者にはどこにあるかも分からない。そういう点字の案内は、むしろ改札機を出てすぐのところに置くべきだ。(募)
- (13) 地下鉄駅のホームやコンコースにはいろいろな形の柱があるが、床とのコントラストのない色あいの柱は危険であり、弱視者は何度もぶつかった経験をもっている。(募)
- (14) 地下鉄駅のホームやコンコースで、意味のない場所に点字ブロックがはられている。また、基準に合った点字ブロックの敷設を。総点検をして早急に改善を。(募)
- (15) 地下鉄ホームでは、床、階段、天井などに、健全者でも色分けの意味がよく分からないほどいろいろ表示がされているが、それに引き換え、視覚障がい者向けの点字ブロックは、階段にもエスカレーターにもない。(募)
- (16) 大通駅ホームでのかけこみ乗車をなくすような工夫を。特に東豊線から走ってくる人が、障がい者にぶつかることがあり危険。(募)
- (17) 地下鉄東西線、大通駅のホームは、上下線が同時刻に停止すると大変な混雑で、ホームを歩くことさえ危険な状態だ。同時刻に停車しないようにしてほしい。(募)

- (18) 白杖^{はくじょう}を持った人^もが、(大通^{ひと}駅^{おおどおりえき})道銀^{どうぎん} ATM^{エーティーエム} 前^{まえ}の改札機^{かいさつき}のところで、
白杖^{はくじょう}をふり回^{まわ}して改札口^{かいさつぐち}をさがしている姿^{すがた}を見^みかけた。他^{ほか}にも改札口^{かいさつぐち}
が分^わかりづら^{さいてんけん}いところを再点検^{てんじ}して、点字ブロック^{てんじ}をつけてほしい。(聴)
- (19) 地下鉄^{ちかてつ}札幌^{さっぽろえき}駅^{とうほうせん}と東豊線^{とうほうせん}との連絡通路^{れんらくつうろ}にある改札機^{かいさつき}には点字ブロック^{てんじ}が
はってない。(募)
- (20) (電^{でん}動^{どう}車^{くるま}いす使用^{しよう}者^{しゃ}) 地下鉄^{ちかてつ}・東豊線^{とうほうせん}、福住^{ふくずみえき}駅^{ばん}2番^{ちじょう}のエレベーター^{ちじょう}で地上^{ちじょう}
に出^でると、風除室^{ふうじょしつ}の出口^{でぐち}がエレベーター^{でぐち}出口^{でぐち}から見て右側^{みぎがわ}にあり、風除室^{ふうじょしつ}
の中^{なか}で右側^{みぎがわ}に曲^まがる動作^{どうさ}をしなければならず、利用者^{りようしゃ}や扉^{とびら}・カベ^{とびら}にぶつ
かってしまう。風除室^{ふうじょしつ}の出口^{でぐち}を正^{しょう}面^{めん}にして、エレベーター^{ちかてつ}からまっすぐ
に出^でられるようにしてほしい。(募)
- (21) 地下鉄^{ちかてつ}麻生^{あさぶえき}駅^{ばん}の3番^{でいりぐち}の出入口^わが分からないので、誘導^{ゆうどう}チャイム^{ちやいむ}、また
は点字ブロック^{てんじ}をつけてほしい。(募)
- (22) 地下鉄^{ちかてつ}麻生^{あさぶえき}駅^{ばん}のトイレ^{まへ}前^{てんじ}の点字ブロック^{いぜん}を、以前^{なほ}から直^{もう}すよう申し
いれているが直^{なほ}らない。(募)
- (23) ゴムタイヤ^{ちかてつ}の地下鉄^{じだいおく}は時代^{おうしゅう}遅^{おそ}れ(?) 欧州^{ふんじんこうがい}では、ゴムタイヤ^{ふんじんこうがい}の粉塵^{ふんじんこうがい}公害^{こうがい}
で、すべて鉄^{てつ}の車輪^{しゃりん}に替^かわっていた。札幌^{さっぽろし}市^{てつりん}も鉄輪^{おおどおり}にして、大通^{おおどおり}から
旭^{あさひかわ}川^{はこだて}、函館^{ちとせ}、千歳^{どうないしゅようえき}など道内^い主要^い駅^いに行^いけるようにしてほしい。(募)
- (24) 地下鉄^{ちかてつ}をリニア^{くだ}モーター^{いま}カー^{はや}にして下^{あんぜん}さい。今^{いま}よりも早^{はや}く安全^{あんぜん}な
地下鉄^{ちかてつ}を遠^{とお}くまで走^{はし}らせたらよ^{おも}いと思う。(募)

B. バス・市電^{しでん}

- (1) バス^{ていしゅうしゃ}は低^{つー}床^{つー}車^{つー}や2ステップ^{つー}バスではなく、スロープ^{つー}付^{つー}ノンステップ^{つー}バス
の導^{どう}入^{にゅう}を進^{すす}めてください。市電^{しでん}も(赤字^{あかじ}とのことだが)段差^{だんさ}の低^{ひく}いも
のに替^かえてほしい。(団)
- (2) バス停^{てい}の時刻表^{じこくひょう}は、何時^{なん}何分^{じなんぶん}の分^{ふん}の表示^{ひょうじ}が、横^{よこ}にずいぶん離^{はな}れている。
ちが^{ちが}ろせん^{ろせん}じかん^{じかん}おも^{おも}おお^{おお}じ^じわ^わ
違^{ちが}う路^ろ線^{せん}の時^じ間^{かん}かと思^{おも}ってしまう。も^もっと大^おきな字^じで、分^わかりやす^わくし
て。(募)
- (3) 耳^{みみ}が不自由^{ふじゆう}なため、バス^のに乗^のっているとき下^げ車^{しゃ}場^ば所^{しょ}が分^わかりにく^わいの

で^{こま}困る。→地下鉄^{ち か て つ}のように、すべてのバスに大きな電光掲示板^{おお でんこうけいじばん}をつけてほしい。(団)

(4) 視力^{しりょく}ゼロなのでバス停^{てい}が分からず、いつも神経^{しんけい}を使う。(信号機^{しんごうき}のシグナルエイドのように) 受信機^{じゅしんき}と発信機^{はっしんき}で、バス停^{てい}の位置^{い ち}が分かるような仕組み^{しく}を作^{つく}ってほしい。(募)

(5) 札幌駅前^{さっぽろえきまえ}から新琴似駅^{しんことえき}までの市電^{し でん}の鉄北線^{てつほくせん}を復活^{ふっかつ}してください。(募)

C. S T S (スペシャル・トランスポート・サービス) ⇨ 提言^{ていげん}6 の注^{ちゅう}を参照^{さんしょう}

(1) 福祉有^{ふくしゅうしょうんそう}償^{うんえいきょうぎかい}運送^{そうき}における運^せ営^ち協^{しん}議^{せい}会^{かい}を早期^{そうき}に設^せ置^ちする。(団)

(2) セダン型^{がたとく}特区^{そうき}を早期^{しんせい}に申^{しん}請^{せい}する。(団)

(3) 運^{うん}営^{えいきょうぎかい}協^{しんせい}議^{えんかつ}会^{おこな}での申^し請^{どう}を円滑^{こうしゅうかい}に行^{かいさいとう}うた^いめ、指^し導^{どう}、講^{こう}習^{しゅうかい}会^{かい}の開^{かい}催^{さい}等^{とう}につ^いてNPOに業^{ぎょう}務^む委^{いたく}託^{たく}し、NPOによるSTS^{エスティーエス}が普^ふ及^{きゅう}するようにする。(団)

(4) NPOが使用^{エスビーオー}する福祉^{しやう}車^{ふくし}輛^{しやりやう}の保^ほ管^{かん}駐^{ちゅう}車^{しゃ}場^{ばしよ}所^{しよ}として、公^{こう}有^{ゆう}地^ちを無^む料^{りやう}また^{りやう}は安^{あん}価^かに提^{てい}供^{きやう}してください。(団)

■8 交通^{こうつうひ}費^ひ

(1) 療^{りやう}育^{いく}手^て帳^{ちやうびー}Bバ^{ひと}ーの^{ふくし}人^ににも福祉^{ふくし}ウ^いィズ^ずユー^うーカ^かード^どを。(懇)

(2) (知的^{ちてきしやう}障^がい) 地下鉄^{ちかてつ}やバス^{バス}で福祉^{ふくし}ウ^いィズ^ずユー^うーカ^かード^どを使^{つか}うと、
(ラン^{てん}プ^{とう}が点^{てん}灯^{とう}する^{ので}) 「子^こども^もか^か」と^い言^いわ^われる。(聴)

(3) 交^{こう}通^{つう}費^ひ助^{じょ}成^{せい}は、障^{しょう}が^がい^がが重^{おも}くてな^がい^いがな^がい^いが外^{がい}出^{しゅつ}で^でき^きな^ない^い人^にに福祉^{ふくし}パ^ぱス^す
で、活^{かつ}動^{どう}範^{はん}囲^いの広^{ひろ}い軽^{かる}い障^{しょう}が^がい^いの^にに助^{じょ}成^{せい}が少^{すく}ない^いのはお^おか^かしい。し^しか^か
し、自^じ分^{ぶん}た^たち^もも一^い定^{てい}の負^ふ担^{たん}は必^{ひつ}要^{よう}では^でな^ない^いか。(懇)

(4) タクシー^{けん}券^いを一^{いち}度^どに何^{なん}枚^{まい}使^{つか}う^かは個^こ人^{じん}にま^まか^かせ^せて、な^なく^くな^なっ^った^たら自^じ己^こ
負^ふ担^{たん}でよ^よい^いの^ので^では。(聴)

(5) タクシー^{けん}券^きは、基^き本^{ほん}料^{りやうきん}金^{きん}だ^だけ^けで^でな^なく、加^か算^{さん}料^{りやうきん}金^{きん}等^{とう}に^しも使^し用^{よう}で^でき^きる^るよ^よ
う^うに^にし^して^てく^くだ^ださ^さい。(団)

(6) 下^か肢^し機^{きのう}能^{しょう}で障^{しょう}が^がい^い 3^{きゅう}級^{きゅう}。歩^ほ行^{こう}困^{こん}難^{なん}でバ^{てい}ス^い停^いま^まで^で行^{ふくし}け^けず、福^ふ祉^{くし}ウ^いィズ^ず

ユーカードをもらっても利用できないので、タクシー券を支給してほしい。(募)

- (7) 脳梗塞による半身不随。福祉ウイズユーカードをもらっても、市電や地下鉄のステップが高く上がれないので、結局一度も使わずに終わった。現在、通院にタクシーを使っているが、その費用がかさむ。介護タクシーだと1割負担だが、こちらはワゴン型で段差が高く、市電と同じく不便。通院のときだけでも、一般タクシーを介護保険で利用できるようにしてほしい。(募)

- (8) すべての障がい者に、福祉ウイズユーカードを月5枚出してほしい。(団)

- (9) J R 料金は、障がい種別に関係なく(精神障がいでも)、100km以上を半額にしていきたい。(団)

- (10) 敬老パスが(金額の入った)敬老優待乗車証にかわってから、バスを降りるとき、機械を通さなければならず不便だ。前のように、見せるだけでいいように改めてほしい。(いつも松葉杖を使っているので段差に危険を感じる)(募)

- (11) 敬老パスはやはり必要。以前は、バス・地下鉄は老人ばかりだったが、今はガラガラ。燃料代をかけて走っているのだから、タダの人でも乗せないよりはましではないか。また、老人が外出することで経済の活性化もはかれるのではないか。もう一度考えていただきたい。(募)

- (12) 特に視覚障がい者の場合、福祉パスを機械に通すとき、うまく取れずになくすことがあるが、再交付には約2週間かかる。そういうことを防ぐためにも、福祉パスをICカード化して、機械を通さなくても(近づけるだけで)いいようにしてほしい。(募)

■9 バリアフリー

A. 歩道

- (1) 歩道をできるだけ平らに(車イスだとだんだん車道の方に行ってしまう)。(募)

(2) 歩道で、幼児、車いす利用者、視覚障がい者、高齢者に非常に危険な段差がある。歩道の再点検を。(募)

(3) 歩道の所々で、自動車が民地から道路に出るための通路として、車の幅で低くなっており、視覚障がい者や高齢者が歩いていくと、急に力が抜けたりつまずいたり、たいへん危険。車いすでも、手首の弱い人は通りにくい。さらに冬期間はすべて転びやすい。(募)

(4) (車いすで) 歩道～車道～歩道と行くとき、段差ではなく傾斜をつけてあるのだが、その傾斜が大きくて上がれない。(募)

(5) バス停前の歩道の段差を改善してほしい。夏冬関係なく年中、乗りおりとも不便だ。(募)

(6) 放置自転車(募)

a. 商店街や店頭の自転車の放置がひどい。

b. 地下鉄琴似駅の周辺に放置されている自転車が邪魔で歩きにくい。

c. 地下鉄麻生駅周辺の歩道では、夏は放置自転車、冬は雪で、障がい者も高齢者も危険な思いをしている。地下鉄駅の周辺は、札幌駅と同じく、自転車をすぐに撤去してほしい。

(7) 車の「歩道上駐車」をやめて。警察もそれをきちんと取り締まってください。

あちこち訴えても歩道上の駐車はなくなる。一体どこに言えばいいのか。私のような視覚障がい者のほかにも、通学の子ども、車イスの人、普通の通行人、みんな迷惑している。(募)

(8) 横断歩道をわたるとき、横断歩道上に停車しているバスやトラックのミラーに頭をぶつkersることがある。運転手に抗議しても、かえって「気をつけろ」とどなられた。(募)

(9) 市内の十字路、角のまわっている部分は、横断歩道の白線がきちんと引かれていない。段差がないので、視覚障がい者は白線のところまでは歩道かとカンちがいして車道に出てしまい、車にまきこまれそうになった人が何人もいる。各区土木センターは、早急に点検し、改善して

ほしい。(募)

(10) 横断歩道の幅の範囲内に、電柱が立っていると、視覚障がい者にはたいへん危険。早急に移設してほしい。(麻生の五叉路)(募)

(11) 横断歩道の枠内に雨水マスが取り付けられていると、冬はそこだけ穴があいて危険。白杖が刺さって折れたという人もいる。(募)

(12) 歩道上に違法看板や、そのための電気コードがはっていたりする。障がい者、高齢者、子供とも非常に危険だ。道路管理者はなぜこういう状態を放置しているのか。(募)

(13) 札幌市のロマネット計画で作った歩道は、点字ブロックをはってあっても、地のタイルと点字ブロックとの境目が分かりづらい。なぜ、お金を使って、わざわざ障がい者に分かりづらい歩道を作るのか。(募)

(14) ゴミ収集場所のネットはきちんと片付けてほしい。ネットが路上に広がっている状態だと、足にからまって、視覚障がい者には非常に危険。町内会を指導してほしい。(募)

(15) 横断歩道の、障がい者用時間延長ボタンは、視覚障がい者にはその位置がよく分からない。何かよい工夫を。(募)

B. 点字ブロック

(1) 市内交差点の歩道、点字ブロックのはり方がマチマチだ。区によっても違う。全くはっていないところもある。(募)

(2) 麻生の五叉路に点字ブロックを。バスの発着場所になっているが、点字ブロックがないため視覚障がい者はひとりで行動できない。

麻生と J R 新琴似駅間の再開発計画が決まっていないからと言うが、一方では歩道にレンガを敷きつめる工事をしている。このような歩道はデコボコが多く、白杖が使いづらい。冬は歩道の除排雪もわるく、バス停を利用するにも危険だ。(募)

(3) 北区麻生の五叉路では、点字ブロックの上に、常時障がい物が置かれている状態だ。土木事業所の対応が全くなく、パトロール車が日常、

この状態を横目に通り過ぎている。(募)

(4) 地下鉄麻生駅で止まる中央バス(01、03、05番。屯田6条12丁目発麻生駅行き)の降車位置がまちまちなので、点字ブロックで駅までスムーズに行けるようにしてください。(募)

(5) 点字ブロックのある歩道を工事したあと、元どおりにしないために、点字ブロックがとぎれたままになっていることがある。原状復帰のための費用も見積もっているなら手ぬきをしているということであり、またきちんと完了検査していないということでもある。業者に改修を命ずるべきだ。(募)

(6) 歩道上のマンホール部分、点字ブロックが迂回して続いていると、全盲の人でもひとりで歩けるが、マンホールのところで途切れていては歩けない。市内の多くは後者の状態だ。(募)

(7) 市役所本庁舎南側の地下街から上がるエスカレーター・階段のところ、点字ブロックのはり方がわるいと指摘しているのに直らない。(募)

(8) 市役所本庁舎北側玄関の点字ブロックは、視覚障がい者への配慮に欠ける。安全なスロープ側に誘導する点字ブロックはなく、危険な階段に誘導している。また、入口の部分は、真直ぐ入るのではなく、わざわざ遠回りするようになっている。

(9) 社会福祉総合センターの玄関からエレベーターまでの間に点字ブロックをはってください。(募)

(10) 北区民センター(募)

a. センター前、横断歩道のところには点字ブロックがあるが、そこだけで、センターの玄関までの間にはない。

b. センター入口前の点字ブロックには、大きなマットがかぶせられて、せっかくの点字ブロックがかくされている。

c. 館内の点字ブロックも、当事者を混乱させるはり方だ。

(11) 階段のいちばん上に、点字ブロックを二重にはるのはムダ。一列で十分。階段の途中にたいらな部分があるときは、階段がはじまるところ

にもう一度点字ブロックをはらないと危険。(募)

- (12) 視覚障がい者。外は自転車や歩きタバコが怖いので、できるだけ地下街を歩くようにしているが、地下街の点字ブロックは店舗に近いところにはあってあるので、人が立って商品を見ていることが多く、いつもぶつかってしまう。商品を入れたワゴンなどを外に出しているせいでもある。(募)

- (13) 地下鉄東豊線・月寒中央駅から点字ブロックが北洋銀行のところで切れているので、中央通10丁目まで伸ばして下さい。(募)

C. トイレ

- (1) 市役所1階の障がい者用トイレはアコーデオンカーテンでしきる方式で、使いがってがわるく介助者がいっしょに入るにもせますぎる。3階には正式の障がい者用トイレがあるが、市民の利用が多い1階にも、障がい者にかぎらず使える多目的トイレを作してほしい。(懇)
- (2) 地下鉄大通駅のトイレへの階段、手すりを両方につけて。(片方だけだと、行きはよくても帰りが危険)(団)
- (3) 公衆トイレの間口が車いすにはせまい。もう15cmひろく。(団)
- (4) コンビニのトイレをもう少し広く(小樽には車いすトイレがある)。(団)
- (5) 公共施設のトイレの手すりの高さが違うため使いづらい。(団)
- (6) 公共施設のトイレにストマ洗浄をつけてほしい。(団)
- (7) 奥さんが車いすを押しているような場合、男性用女性用のほかに、介助者も入れるトイレが必要だ。(聴)
- (8) 車いす用のトイレを(民間施設にも)もっと増やしていただきたい。(団)

D. その他

- (1) 公共建築物のバリアフリーの推進及び福祉適合マークの交付にあたっては、単なる建築物への外部からのアクセスやパブリックスペース

の状況のみを基準とせず、公共的に利用されている飲食店などへの
出入口のアクセス状況も加味してください。(団)

- (2) 創成川 通 のセパレート式信号機は、視覚 障 がい者には矢印が見えづ
らく、判断を 誤 らせる危険が大きい。(募)
- (3) 学校施設を避難場所として使うことも 考 えてバリアフリー化する
必要があるが、選挙のときに使うような(スロープ代わりの)板など、
緊急時に使えるよう配慮すべき。
- (4) 市立札幌病 院 で、せっかく壁に取り付けた手すりの下に、ベンチやゴ
ミ箱などいろいろ置いてあるので、手すりを使おうにも使えない。(募)
- (5) 北保健センターの階段の手すりに切れ目があって危険。(募)
- (6) WEST 19 の研 修 室のドアが外開きのため、ドアにぶつかり危険な目
にあった。内開きかスライドドアにすべきではないか。(募)
- (7) 視覚 障 がい者の踏みちがいや、下りでの恐怖心をふせぐため、エスカ
レーターの段差のへりは、黄色ではっきりと明示すべき。(募)
- (8) 最近、札幌市の広報誌をふくめ、あらゆる資料が色を多く使っている
ために、色覚 障 がい者に分かりづらくなっている。(募)
- (9) 銀行の入 出 金 の申込み用紙は、赤や青で印刷されていて、色覚 障 が
い者には見えづらい。(募)
- (10) J R の券売機は使いづらい。先に硬貨を入れないと料 金 表示が現
れない。これでは強度の弱視者は切符を買えない。(募)
- (11) すべてのコンビニに自動ドアを。(団)
- (12) 商 店 に、段差やドアの狭いところがある。(団)
- (13) デパートなどのエレベーターの場所が遠い。(団)
- (14) 映画館のじゅうたんが、車イスをこぐには重い。(団)
- (15) 西友宮の沢店のタクシー乗り場は、段差があって乗りにくい。(団)
- (16) 宮の沢タクシー乗り場のロータリーはロードヒーティングだが、道路

ぞいのタクシー乗り場もヒーティングにすべきだ。(団)

■10 教育について

- (1) 障がい者教育は、本人と親の意向を尊重して、地域の小中高等学校への通学を障がいを理由に制限せず、本人と親に過剰な負担をしないことなく、安心して学べる環境づくりを進めてください。(団)
- (2) 障がい児教育の充実においては、学校内での介助者、医療スタッフの配置が重要なので、配置計画を作成し早期におし進めてください。(団)
- (3) (母親より) 脊髄性筋萎縮症で現在小2。毎日車で送迎している。教室内ではふつうに行動しているが、3階の教室まで上がるのがたいへん。校内にもエレベーターが必要だ。(募)

■11 住宅について

- (1) 車イス用・単身者用市営住宅をふやし、すぐに入居できるようにしてください。戸数が利用希望者の実態とかけ離れている。1棟すべてバリアフリーにすれば、効率がよいのでは。(団)
- (2) 視覚障がい者は、市営、道営住宅の入居が非常にきびしい。最高5回ぐらいの申込みで入居できるよう基準を考えてほしい。(募)
- (3) 友人が「市営住宅はなかなか当たらないので、あきらめて施設入所を待っているが、本当は行きたくない」と言っている。とても残念だ。(懇)
- (4) ケア付アパートをふやしてほしい(地域ごとに設置し、地域の24時間ケア体制の確立を)。(聴)
- (5) 身体障がい者にもグループホームを(種別、程度に関わらず必要な人が入れるグループホーム制度を)。(団)

■12 「障害者自立支援法案」

- (1) 法案の受益者負担の考え方では、サービスをより多く必要とする重度障がい者はより多く利益をえていることになるが、誰もが地域で生活を

するために必要なサービスをすることは基本権であるという観点から
議論を進めるよう厚生労働省に要望してください。(団)

(2) 現行の各障害者福祉法による障がい者の定義では、手帳制度にしば
られるため、発達障がい者や難病患者、性同一性障がいなどの「谷間
の障がい者」問題は解決されない。この障がいの定義については、国連
の障害者権利条約の議論などをふまえ、その人を取りまく街づくりや
制度などとの関係でとらえる社会モデルとして定義すべきである。(団)

(3) 国の義務的経費については、市町村での実態に見合うよう、介護
給付費・訓練等給付費に必要な財源措置を講ずるのはもちろん、地域生活
支援事業の枠組みに入る移動介護、相談支援、日常生活用具及び手話
通訳設置・派遣についても、実績に見合った国庫補助金が市町村に配分さ
れるよう万全の財源措置を講ずるよう厚生労働省に要望してください。
(団)

(4) 最重度の障がい者が一人で在宅生活できるための長時間サービスを
提供できるような障がい程度区分の設定、サービス水準と財源の確保
を厚生労働省に要望してください。(団)

(5) 国や都道府県の費用負担については、障がい程度区分の基準サービス
に該当しない非定型・長時間サービスの利用者の場合についても、義務的
経費の負担対象とし、市町村における柔軟な運用ができる仕組みとな
るよう厚生労働省に要望してください。(団)

(6) 利用者負担の導入に合わせて、障がい者の所得保障の確立と就労
支援を充実する必要がある。今後の所得保障に関する検討の場の設置、
時期を明らかにするとともに、職場への移動や職場での介護など、働く
ために必要なサービスを利用できるよう厚生労働省に要望してくださ
い。(団)

(7) 利用者負担は、世帯収入ではなく、障がい者本人の収入によるも
のとして、その上で所得に応じた上限額の設定や減免措置を講ずるよう
検討するとともに、所得保障の確立と就労支援の充実がはかれるま
で費用負担は凍結するよう厚生労働省に要望してください。(団)

(8) 個別^{こべつきゆうふ}給付^{じゅうどほうもんかいご}となる「重度^{こうどうえんご}訪問^{たいしょうかくだい}介護^{こうせいろうどうしょう}」「行動^{こうせいろうどうしょう}援護^{こうせいろうどうしょう}」の対^{たい}象^{しょう}拡大^{くわだい}を厚生^{こうせい}労働^{ろうどう}省^{しょう}に要望^{ようぼう}してください。(団)

(9) 「精神^{せいしん}障害^{しょうがい}者^{しや}通院^{つういん}医療^{いりやう}費^ひ公費^{こうひ}負担^{ふたん}制度^{せいど}」の利用^{りよう}者^{しや}負担^{ふたん}については、治療^{ちりやう}の中^{ちゆう}断^{だん}につながらないよう低^{てい}所得^{しよくとくしや}者^{しや}に十^{じゅう}分^{ぶん}な配^{はい}慮^{りよ}をする^{しよ}とともに、利用^{りよう}者^{しや}負担^{ふたん}に上^{じやう}限^{げん}が設^せ定^{てい}される「重^{じゅう}度^どか^かつ^く続^{ぞく}」に該^{がい}当^{とう}する人^{ひと}の範^{はん}圍^いに^いついても、実^じ態^{たい}に^い応^{おう}じて弾^{だん}力^{りよく}的^{てき}に^い対^{たい}応^{おう}できる^{こうせいろうどうしょう}よう厚生^{こうせい}労働^{ろうどう}省^{しょう}に^い要^{よう}望^{ぼう}し^てください。(団)

(10) グループ^{りよう}ホーム^{しやう}、ケア^{ていど}ホーム^{くぶん}については、これ^すまで^{ばしよ}どおり^{げんてい}ホーム^{きじゆう}ヘル^ばプ^{せんたくけん}サー^{ほしやう}ビス^{しやう}、ガイ^いド^どヘル^{かかわ}パー^{とも}の利用^すが^いでき^ど、障^{てい}がい^い程^い度^ど別^くの区^く分^{ぶん}によ^{しよ}つて住^すむ場^{ばう}所^{しよ}が限^{けん}定^{てい}され^いない^いよう居^{こうせいろうどうしょう}住^{よう}の場^{ばう}の選^{せん}択^{たく}権^{けん}を保^い証^{じやう}し、障^{しよ}がい^い程^い度^どに^い関^{かん}ら^いず共^きに^い住^すむこ^いとが^いでき^どる^いよう厚生^{こうせい}労働^{ろうどう}省^{しょう}に^い要^{よう}望^{ぼう}し^てください。(団)

(11) 政^{せい}省^{しやう}令^{れい}を^い定^{さだ}める^いにあ^いた^いつて、障^{しやう}がい^{しや}者^{とう}当^じ事^{しや}者^{だん}団^{たい}体^ちや地^ち方^{ほう}自^じ治^ち体^{たい}の^い意^い見^{けん}を^い十^{じゅう}分^{ぶん}に^き聞^ききと^いり、合^{ごう}意^い形^{けい}成^{せい}に^いつと^いめ^いる^いよう厚生^{こうせい}労働^{ろうどう}省^{しょう}に^い要^{よう}望^{ぼう}し^てください。(団)

(12) 札^{さつ}幌^{ぼろ}市^しが^い実^じ施^しする^い地^ち域^{いき}生^{せい}活^{かつ}支^し援^{えん}事^じ業^{ぎやう}にお^いける「移^い動^{どう}支^し援^{えん}」が、障^{しやう}がい^{しや}者^じ(児^い)の^い社^{しゃ}会^{かい}参^{さん}加^かと自^じ立^り生^{せい}活^{かつ}を^い維^い持^じする^いう^いえ^いで、これ^すまで^いの^い水^{すい}準^{じゆん}より^い低^{てい}下^かしない^いた^いめ^いの^い財^{さい}源^{げん}確^{かく}保^ほを^いは^いか^いると^いと^いも^いに、個^こ々^この^いニ^にー^いド^どに^いも^いと^いづ^いい^いて^い利^り用^{よう}で^いきる^い仕^し組^くみ^いを^い維^い持^じし^てください。(団)

(13) 札^{さつ}幌^{ぼろ}市^しで^い設^せ置^ちする^い審^{しん}査^{さかい}会^{かい}と^いそ^いの^い基^き準^{じゆん}は、障^{しやう}がい^{しや}者^じの^いさ^いま^いざ^いま^いな^い特^{とく}性^{せい}と^いニ^にー^いド^どを^いふ^いま^いえ^いた^いも^いの^いと^いして、障^{しやう}がい^{しや}者^じ団^{だん}体^{たい}と^いの^い合^{ごう}意^いの^いも^いと^いに^い設^せ定^{てい}する^いよう^い検^{けん}討^{とう}する^い。ま^いた^い審^{しん}査^{さかい}会^{かい}は、医^い師^しや^い専^{せん}門^{もん}家^かだ^いけ^いで^い判^{はん}定^{てい}する^いこ^いと^いな^いく、障^{しやう}がい^{しや}者^じの^い地^ち域^{いき}生^{せい}活^{かつ}に^い相^{そう}当^{とう}の^い経^{けい}験^{けん}の^いあ^いる^い障^{しやう}がい^{しや}者^じを^い審^{しん}査^{さかい}委^い員^{いん}と^いして、^い申^{しん}請^{せい}者^{しや}が^い希^き望^{ぼう}する^い場^ば合^{あい}は^いそ^いの^い意^い見^{けん}も^い反^{はん}映^{えい}で^いきる^いも^いの^いと^いして^いください。(団)

(14) 札^{さつ}幌^{ぼろ}市^しで^い設^せ置^ちする^い審^{しん}査^{さかい}会^{かい}の^い機^き能^{のう}に^いつて^いは、「障^{しやう}害^{がい}程^{てい}度^ど区^く分^{ぶん}の^い二^に次^じ判^{はん}定^{てい}」に^い限^{げん}定^{てい}し、^い審^{しん}査^{さかい}基^き準^{じゆん}は、^い医^い療^{りやう}モ^{しや}デ^ひル^いで^いは^いな^いく^い社^{しゃ}会^{かい}モ^きデ^{じゆん}ル^いを^い基^き準^{じゆん}と^いして、^い障^{しやう}がい^{しや}者^じ一^い人^{ひと}一^い人^{ひと}の^いニ^にー^いズ^ずに^い対^{たい}応^{おう}する^いも^いの^いと^いなる^いよう、^い本^{ほん}人^{にん}の^い意^い向^{こう}を^い尊^{そん}重^{ちやう}した^いサ^けー^いビ^おス^こジ^な決^け定^{てい}が^い行^けわ^いれる^いし^いく^いみ^いに^いして^いください。(団)

- (15) 札幌市の「障害者福祉計画」の策定にあたっては、サービス利用について潜在的なニーズを把握し、数値目標として取りいれてください。(団)
- (16) 応益負担でいろいろなサービスが使いにくくなったら、市独自の負担軽減策で前と同じにできないか。(懇)

■13 その他

- (1) (精神の) 生活支援センターは収入が少なく、スタッフが日々がんばって運営している現状だが、利用者としては、休日・祝日も利用できることを希望している。
多くの利用者は、支援センターに通うようになって体調もよくなっているが、やはり休みがあると体調を崩す人も出る。ぜひ、休日・祝日の開所と、人員体制の見直し、福祉サービスの向上をお願いしたい。(募)
- (2) (精神の) 生活支援センターの利用者が多く、職員が対応しきれなくなっている。メンバーの中には、不満をもちやめていく人も多い。そういう現状をきちんと知ってほしい。(聴)
- (3) 生活支援センターや病院のデイケア、作業所とは違った型で、3障がい合同の趣味などを行うセンターのような所をつくってほしい。各自の必要に応じて、自由に出入りできる場であってほしい。(聴)
- (4) 実績があるにも関わらず、札幌市の要約筆記者としての認定を受けることができていない筆記者がいる。聴覚障がい者の社会参加の促進のためにも正式な札幌市の要約筆記者として認定してください。(団)
- (5) 選挙における障がい者の郵便投票制度では、本来この制度を使えるはずの障がい状況であるのに、手帳の記載内容により制度を利用できない場合がある。手帳の障がい名の変更手続きによることなく、関係機関との調整をはかり改善をはかってください。(団)
- (6) 障害者基本法は、障がいを理由とした差別は権利の侵害になるとうたっているが、どこまでが差別に当たるのか、市の見解を聞かせてほしい。(団)

(7) 障がい者の虐待問題への対策を。(聴)

(8) (支援センターで) 訪問看護するとき、車で移動することが多いが、駐車場がなく路上駐車せざるをえない。路上駐車の許可証を支援センターにも出してほしい。(聴)

(9) (サポーター懇談会で) 提言する人の活動内容、履歴など紹介してくれと、参加者として理解しやすい。また、名前の紹介だけでなく、サポーターの肩書なども入れていただきたい。(募)

(10) 札幌駅～すすきの駅、東豊線さっぽろ駅～大通駅・豊水すすきの駅まで、またすすきの駅と豊水すすきの駅の間に地下街を作ってください。札幌の街はもっとよくなる。(募)

※ 以上の意見は、障がい者による政策提言サポーターの懇談会や意見聴取で大勢の市民の方々が発言されたもの、またお手紙やファクスで提出されたものと、通所授産施設「自由工房」有志一同、D P I北海道ブロック会議、N P O法人札幌障害者活動支援センターライフ・メンバー同の皆様から寄せられたものです。

なお、平成16年度提言書に掲載された意見と同趣旨のものは省略させていただきますのでご了承ください。

第1回提言以降の活動状況

1. 懇談会

- ◆ 平成17年度第1回懇談会 H17年4月28日(木) 14:00～／WEST 19
- ◆ 同 第2回懇談会 H17年10月28日(金) 14:00～／視聴覚障がい者情報センター (予定)

2. 意見聴取

- ◆ 平成17年度第1回意見聴取 H17年5月24日(火) 14:00～／手稲区民センター
- ◆ 同 第2回意見聴取 H17年6月28日(火) 14:00～／南区民センター
- ◆ 同 第3回意見聴取 H17年7月28日(木) 14:00～／北区民センター

3. 提言書作成ワーキング会議など

- ◆ 平成17年度第1回ワーキング会議 H17年7月12日(火) 14:00～／市役所
- ◆ 同 第2回ワーキング会議 H17年7月26日(火) 14:00～／市役所
- ◆ 同 第3回ワーキング会議 H17年8月8日(月) 13:30～／社会福祉総合センター
- ◆ 同 第4回ワーキング会議 H17年8月19日(金) 13:30～／社会福祉総合センター
- ◆ サポーター全員による打ち合せ会議 H17年8月29日(月) 19:00～／エルプラザ

4. 提言書提出

- (平成16年度提言書 H16年9月22日)
- ◆ 平成17年度提言書 H17年10月

5. その他

- ◆ 事務打ち合せ会議 H17年1月28日(金) 13:30～／WEST 19
- ◆ スケジュール案打ち合せ H17年2月25日(金) 15:00～／WEST 19
- ◆ 勉強会(北海道厚生局長講演) H17年3月30日(水) 14:00～／市役所
- ◆ H17年4月、「平成16年度提言書の取り組み状況」を作成、配布。
- ◆ 各担当部局との意見交換会 H17年4月15日(金) 14:00～／市役所
- ◆ 打ち合せ会議及び意見交換会 H17年6月7日(火) 13:00～／市役所

札幌市 障がい者による政策提言サポーター 名簿

あさ か ひろ ふみ
浅 香 博 文

お さ な い み ち こ
小 山 内 美 智 子

○ か がわ さち お
香 川 幸 夫

かわ にし あきら
河 西 明

こ ばやし ま ち こ
小 林 真 智 子

すず き あき こ
鈴 木 昭 子

たか しま まさ ひろ
高 嶋 正 博

たけ だ たもつ
竹 田 保

とみ た なお ひと
富 田 直 史

ば さき みさお
場 崎 操

み うら まさ はる
三 浦 正 春

◎ わが つま たけし
我 妻 武

へいせい ねん がつ にち いしよく
(平成15年12月19日 委嘱)

※ ごじゅうおんじゅん
五十音順

※ ◎ だいひょう、○ ふくだいひょう
代表、副代表

しょう しゃ せいさくていげん せい どうんえいじぎょうじっしょうこう
障がい者による政策提言サポーター一制度運営事業実施要綱

へいせい ねん がつついたち
平成 15年 10月 1日

し ちょう けつ さい
市 長 決 裁

さいきんかいせい へいせい ねん がつついたち
最近改正 平成16年4月 1日

もくてき
(目的)

だい じょう しょう こう しょう ひと おも かんが おな めせん りかい
第1条 この要綱は、障がいのある人の思いや考えを、同じ目線で理解や
おうえん しょう ひと き と やく
応援することができる障がいのある人が、サポーターとして聞き取り役や
と やく おこな せいさくていげん おこな しょう
取りまとめ役を行うとともに、政策提言を行うことにより、障がいのあ
ひと いけん しせい はんえい もくてき
る人の意見を市政に反映させることを目的とする。

うんえい
(運営)

だい じょう じぎょう じっししゅたい さつぽろし さつぽろし ほんじぎょう うんえいじっし
第2条 事業の実施主体は札幌市とし、札幌市は本事業の運営実施のため、
お
サポーターを置くものとする。

ぎょうむ
(業務)

だい じょう つぎ ぎょうむ おこな
第3条 サポーターは、次の業務を行うものとする。

- (1) しょう ひと いけんこうかんおよ しゅうやく
障がいのある人との意見交換及び集約
- (2) しょう ひと いけん もと せいさく ていげん
障がいのある人の意見に基づく政策の提言
- (3) た ほんじぎょう もくてき ひつよう
その他、本事業の目的に必要なこと

せんてい
(サポーターの選定)

だい じょう さつぽろしないうがいじゅう しょう ひと
第4条 サポーターは札幌市内在住の障がいのある人とする。

いしよく しちょう おこな
2 サポーターの委嘱は市長が行う。

にんき
(サポーターの任期)

だい じょう にんき ねん ほけつ にんき ぜんになしや
第5条 サポーターの任期は、2年とし、補欠のサポーターの任期は、前任者
ざんにんきかん さいにん さまた
の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

だいひょうおよ ふくだいひょう
(代表及び副代表)

だい じょう なか だいひょうおよ ふくだいひょう かくひとり お
第6条 サポーターの中から、代表及び副代表を各1人置き、サポーター
ごせん さだ
の互選によってこれを定める。

- 2 代表は、サポーターを代表し、業務を総括する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 代表及び副代表ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ代表の指名するサポーターがその職務を代理する。

(アドバイザー)

第7条 サポーターの業務に関し、必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。

(記録台帳の整備)

第8条 本事業に従事する者は、障がいのある人の意見の内容等を明らかにした記録台帳を整備する。

(情報の保護)

第9条 本事業に従事する者は、この業務によって知り得た個人、団体等の情報について、細心の注意を払い厳重に管理するとともに当該事業目的以外に一切使用してはならない。

(庶務)

第10条 本事業の庶務は、保健福祉局において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、障がい福祉担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。